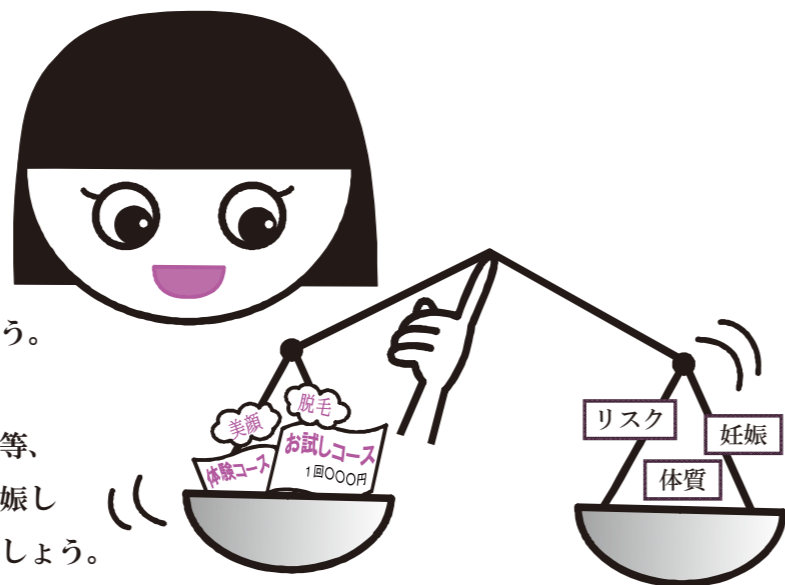


# 事故を防ぐために

- 1 結婚式などの当日に影響するリスクを考え、あまりエステを受けた経験のない人は結婚式直前に施術を受けることは控えましょう。また、短期間にこれまで経験がないような複数の施術を受けることも慎重にしましょう。
- 2 肌にトラブルがある場合やアレルギー等、自分の体質を伝えましょう。また、妊娠している場合は施術前に医師に相談しましょう。
- 3 「体験コース」や「お試しコース」で危害が起こるケースもあります。結婚式等の直前に気軽にこれらの施術を受けることは避けましょう。
- 4 まつ毛エクステーションは美容師免許、首から上のシェービングは理容師免許、レーザー光線またはその他の強力なエネルギーを有する光線を使った脱毛やしみ取りの施術、ケミカルピーリングは医師免許がないと行うことができません。施術を受ける前に、施術内容や資格についてよく確認しましょう。
- 5 施術を受けていて少しでも異常を感じたらすぐに施術を止め医療機関を受診しましょう。



●本内容は、独立行政法人国民生活センターホームページ内の「くらしの危険」コーナーにてダウンロードできます。

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

●本内容の詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページに掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、医療機関等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。  
 特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。  
 商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。  
 無断転載はお断りいたします。



独立行政法人  
**国民生活センター**

〒252-0229 神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1 TEL.042(758)3165 ●2011年10月発行

# くらしの危険 Number 302

## ブライダルエステで事故

結婚式などに備えて、ブライダルエステを受ける人が増えています。結婚式等はあらかじめ日程が決められており、危害が発生すると

当日までに回復が間に合わないこともあります。

一生に幾度とない晴れ舞台を台無しにしないためにも、

当日に影響するリスクを考え、

施術を受けるかどうかを慎重に決めましょう。



## ブライダルエステとは

エステティックサービスには、主に美顔サービス、痩身サービス、脱毛サービスがあります。ブライダルエステとは、これらを組み合わせ、あらかじめ決められた日までに提供されるものです。結婚式等の1年前や半年

前から始まる長期プランもあれば、3日前、1日前に行う直前の短期プランもあります。他にも「お試しコース」や「体験コース」などがあります。

# こんな事故が起きています

**ケース 1** ドレス姿で写真撮影があるため、痩身エステを受けたが、両腕の上腕部が腫れて痛くなった。腕の出るドレスを着るつもりだったが、着れない可能性が出てきた。精神的ショックが大きい。(20歳代 女性)



**ケース 2** 翌日の写真撮影のために美顔エステと脱毛エステを受けた。肌が弱いことは伝えていたが、施術後肌が荒れて写真が撮れず、用意していた生花が無駄になった。(20歳代 女性)

**ケース 3** ブライダル用の美顔エステを受けたら、顔が赤く痒くなった。フルーツ酸を使うと言われたが、ピーリングとは知らなかった。アンケートには「過去にアトピー性皮膚炎にかかったことがある」と記入していた。(30歳代 女性)



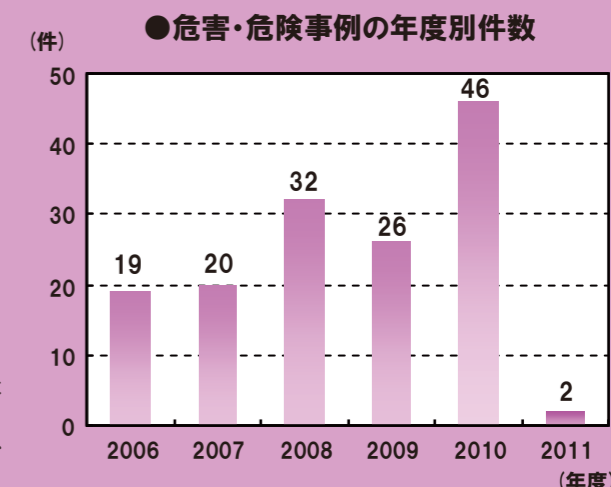
**ケース 4** レーザーを使った顔のしみ取りを受けた。痛いと思ったら、跡が残ってしまった。結婚式までにきれいになるためにエステに行ったのに、跡が残ったらどうしてくれるのか。(不明 女性)

## ブライダルエステの危害に関する相談の特徴

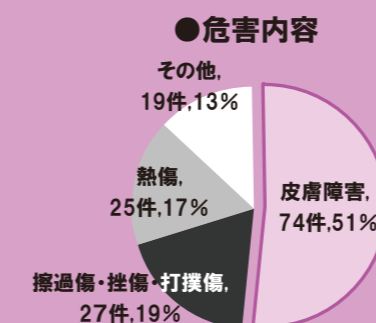
国民生活センターには、ブライダルエステによる危害・危険情報が2006～2011年度(2011年6月末まで)の約6年間で145件寄せられています。

2006年度から毎年20件前後の相談が寄せられていましたが、2010年度の相談件数は40件以上と倍増しています。

受けた施術の内容は、「美顔エステ」が全体の4割を占めており、「痩身エステ」「脱毛エステ」と続きます。



危害部位は「顔面」が最も多く、次いで「腕・肩」、「胸部・背部」の順です。ウェディングドレスが腕や背中が出るデザインのもの主流となり、肌を露出する部分に施術を行うことが多いと考えられます。



危害内容は、「皮膚障害」が毎年度最も多く、全体の半数を占めます。内容は「肌が荒れた」「湿疹ができた」「痒みがでた」などです。

## 施術に資格が必要なサービス

### まつ毛エクステーション

まつ毛の施術を行うには、美容所としての届けがある施設で行われること、美容師の資格が必要です。(健衛発第0307001号 厚生労働省健康局生活衛生課課長通知)

### シェービング

顔そりを行うには、理容所(もしくは美容所)として届けがある施設で行われること、理容師(もしくは美容師)の資格が必要です。(理容師法・美容師法・衛発第38号)

### レーザー脱毛・しみ取り・ケミカルピーリング

レーザー光線等を使って脱毛やしみ取りを行うことや、酸等の化学薬品を肌に塗り、しわ、しみ等に対して表皮をはがす行為には医師免許が必要です。

(医政医発第105号 厚生労働省医政局医事課長通知)